

感染症発生報告について

・報告すべき感染症は表 1 に掲げるものである。

第 1 種感染症 発生はまれであるが重篤な感染症

第 2 種感染症 しぶき感染または空気感染し、流行のおそれがある感染症

第 3 種感染症 食中毒、およびその他放置すべきでない感染症

その他 学校内の感染対策上、把握が必要と判断される感染症

・報告方法と連絡先

原則、電話にて保健管理センターへ連絡（対応時間：8:30～17:15、TEL 大岡山地区 03-5734-2065、すずかけ台地区 045-924-5107）。メールでの報告（nurses@jim.titech.ac.jp）の場合はなるべく添付文書とし、パスワード（別メールで報告）をつけること。

【解説】

感染症発生報告制度によるキャンパス内感染症サーベイランスについて

<目的>

人の生活の中では、いつ、どこで、どのような感染を受けるか、それらの予測は不可能です。しかし、一旦、感染症を発症したら、それを拡大させることは絶対避けねばなりません。したがって感染症拡大予防の基本は、早期発見・早期治療、接触状況把握、および適切な感染症流行情報の提供です。

本学のキャンパスでは、日々、学生 1 万人、職員 3000 人が活動しています。この中の誰かが感染力の強い重篤な感染症を発症したら短期間に多くの人に感染させます。また、結核のように咳があるだけとあなどっていると、気がつけば多くの人に感染させていることもありえます。

このように考えると、感染症に関する監視の仕組みと情報の集中化がいかに大事か、お分かりいただけると思います。これらの仕組みを感染症サーベイランスと呼び、国や自治体では常に行っていますが、活動人口 1 万 3000 人の大学キャンパスでも実施していくことが感染症拡大予防のために不可欠です。

<対象感染症>

学校保健安全法施行規則第 18 条で「学校で予防すべき感染症」が明示され、19 条で出席停止期間が記されています（表 1 の感染症発生報告の対象となる疾患一覧は「学校で予防すべき感染症」を引用しています）。3つのカテゴリーに分類されており、第 1 種は、発生はきわめてまれであるが発症すれば重篤になる感染症、第 2 種は、飛沫感染（しぶき感染）、または飛沫核感染（空気感染）して流行拡大するおそれがある感染症、第 3 種は、放置すれば流行拡大の可能性のある感染症です。

第 1 種については、医療機関から保健所に緊急連絡され、それを受けて保健所は調査・予防のため大学に介入してきますが、重複しても構いませんので情報が入りましたらご報告

ください。

第2種は、せき・くしゃみなどによりしぶき感染・空気感染を起こすので、集団感染につながります。第2種の中でも結核と麻疹は空気感染をしますので講義室など密閉空間の中では大規模集団感染の危険があります。インフルエンザや百日咳などはしぶき感染です。数メートル以上離れていれば容易に感染を受けるものではありません。ただし、インフルエンザ等はしぶきが飛んだ場所をさわった手で口や鼻をさわるとすぐに感染しますのでマスク装着と手洗いの励行を勧めています。これらの感染症には季節性がありますが、とにかくかかったら報告をしてください。

第3種の中では、コレラ、赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）など、食中毒の範疇に入る疾患は保健所が介入しますが、発覚したら直ちにご報告ください。第3種のその他疾患でも同様です。

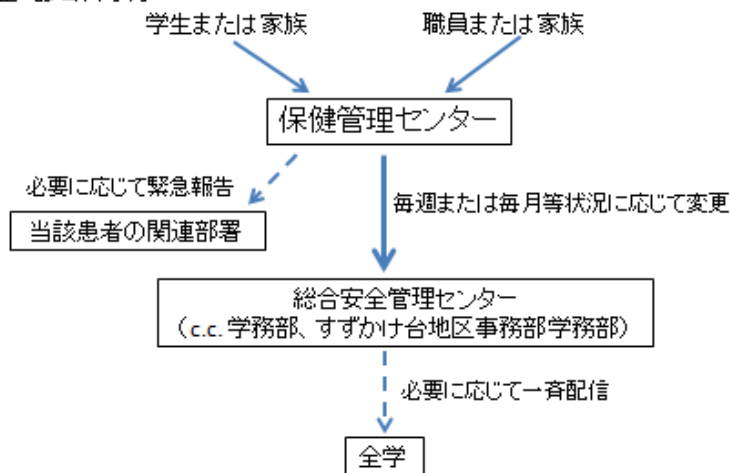
なお東工大独自のものとして「その他」を規定しています。これは「学校内の感染対策上、把握が必要と判断される感染症」であり、疾病を表に挙げております。これらも疾病によっては医療機関から保健所に連絡され、それを受けて保健所は調査・予防のため大学に介入してきますが、重複しても構いませんので情報が入りましたらご報告ください。

<報告内容>

添付してある、「報告時、センターからの聞き取り項目」の表を参照してください。

<報告された情報の流れ>

発症・診断判明



基本ルール

- ① 集計、分析・検討、対応措置は保健管理センターで。
- ② 全学配信は総合安全管理センターから。

<注意>

健康情報であるので厳重なプライバシー保護が必要です。電話報告を原則としますが、メールの場合は、メールに直記せず、パスワード付きの添付文書での報告をお願いします。

<付記>

1. 感染症にて自宅療養をする場合、その期間は学生の公欠とはみなされません。
2. 感染症のパンデミックとなれば大学の危機対策本部が対応することになります。